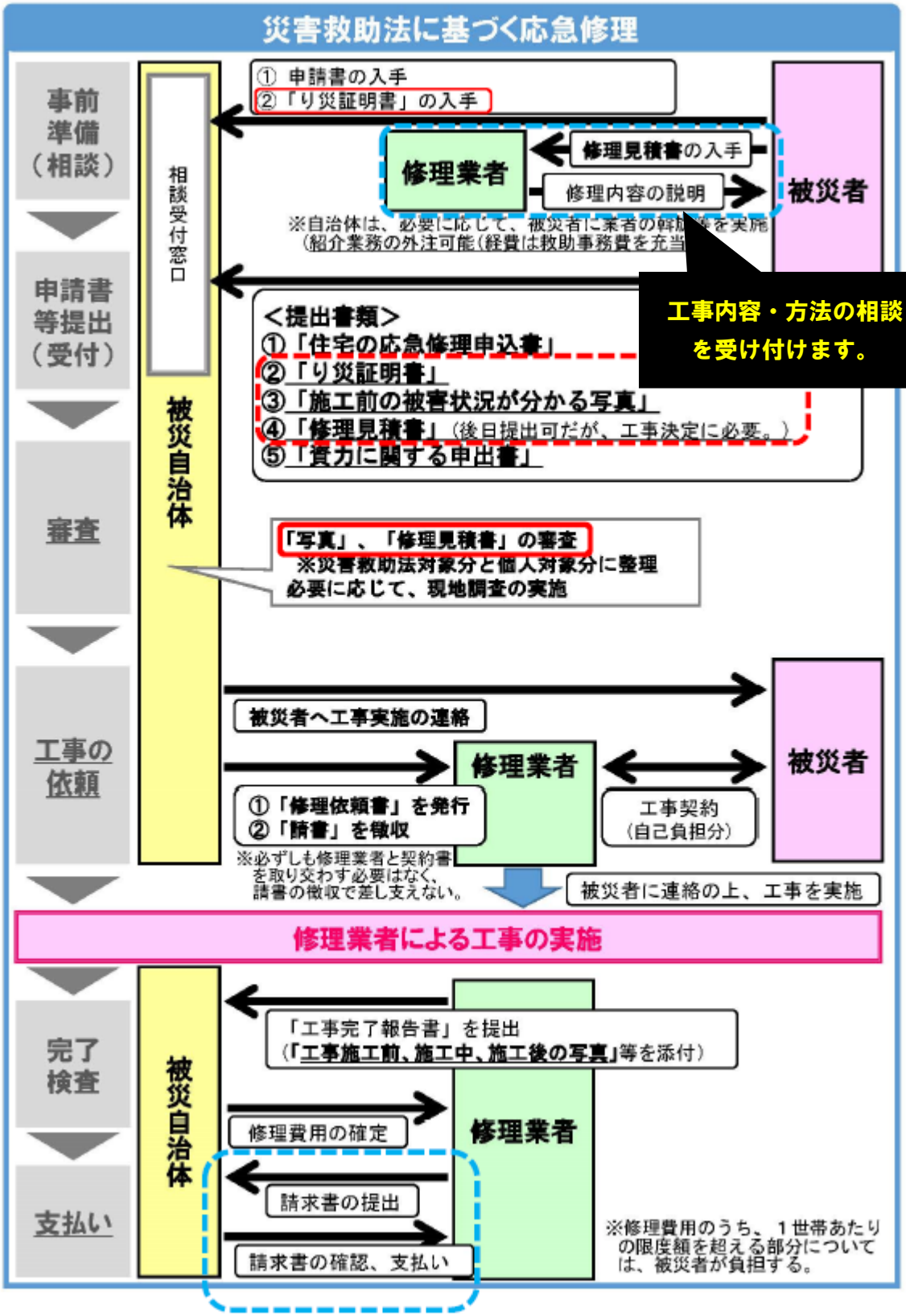
災害救助法に基づく応急修理
事前準備（相談）
申請書等提出（受付）
審査
工事の依頼
完了検査
支払い
相談受付窓口
被災自治体
① 申請書の入手
②「り災証明書」の入手
修理業者
修理見積書の入手
修理内容の説明
被災者
※自治体は、必要に応じて、被災者に業者の斡旋等を実施
（紹介業務の外注可能（経費は救助事務費を充当）
工事内容・方法の相談を受け付けます。
＜提出書類＞
①「住宅の応急修理申込書」
②「り災証明書」
③「施工前の被害状況が分かる写真」
④「修理見積書」（後日提出可だが、工事決定に必要。）
⑤「資力に関する申出書」
「写真」、「修理見積書」の審査
※災害救助法対象分と個人対象分に整理
必要に応じて、現地調査の実施
被災者へ工事実施の連絡
①「修理依頼書」を発行
②「請書」を徴収
工事契約（自己負担分）
※必ずしも修理業者と契約書を取り交わす必要はなく、請書の徴収で差し支えない。
被災者に連絡の上、工事を実施
修理業者による工事の実施
「工事完了報告書」を提出
（「工事施工前、施工中、施工後の写真」等を添付）
修理費用の確定
請求書の提出
請求書の確認、支払い
※修理費用のうち、１世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担する。